

死者・行方不明者等の氏名公表に係る 滋賀県の方針について

令和4年3月25日(金)
滋賀県防災会議 資料8

①経緯

- 災害時の死者、安否不明者等の氏名公表については、自治体の判断に委ねられており、都道府県ではらつきがある
- 全国知事会は国に対し、統一方針の策定を要望するとともに、公表方針検討のためのガイドラインを作成
- 熱海の土石流災害(令和3年7月)では、静岡県が安否不明者の氏名を公表し救助活動の効率化に寄与した
- 国は安否不明者の氏名公表について、個人情報取り扱い、関係機関との調整等を実施するよう通知発出

②用語の定義

○安否不明者とは

「当人と連絡がとれず、安否がわからない者」

○死者とは

「災害が原因で死亡した者」

○行方不明者とは

「災害が原因で所在不明、かつ死亡の疑いがある者」

③安否不明者の公表方針

- 救出救助活動に資する場合は原則公表
- 家族等への公表の同意確認は努力義務
- 住民基本台帳の閲覧制限対象者は公表しない
- 公表内容は、
氏名、住所(大字まで)、年齢、性別、被災の状況

④死者、行方不明者の公表方針

- 原則非公表
- ただし、大規模災害時で公表による公益性が高い場合は公表できる
- 公表について家族(遺族)の同意を必要とする
- 住民基本台帳の閲覧制限対象者は公表しない
- 公表内容は、以下のうち同意のとれた範囲
氏名、住所(大字まで)、年齢、性別、被災の状況